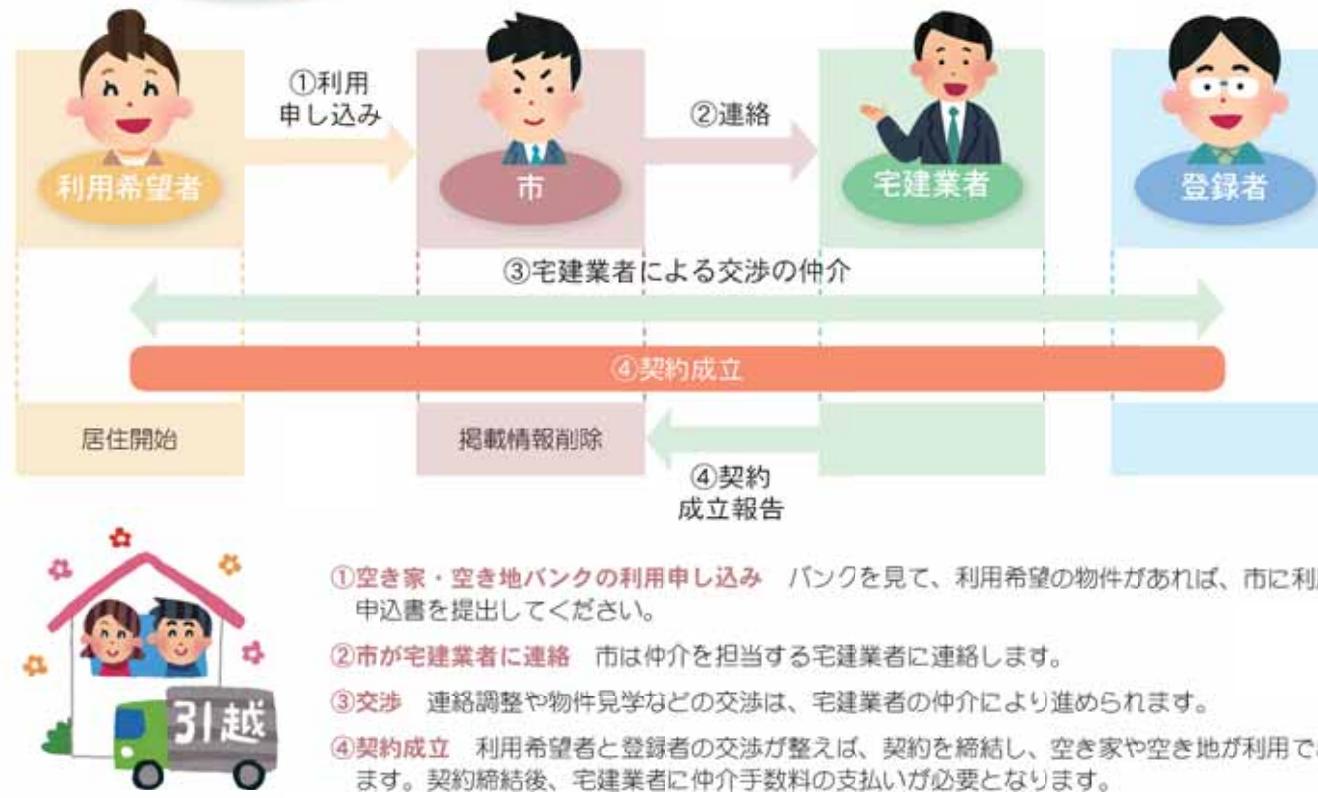




A small white house with a blue roof and door, surrounded by green bushes.

- ①賃貸・売却物件の登録申し込み 登録を希望される所有者は、市に登録申込書を提出してください。登録希望者が所有者でない場合や、共有物件である場合などは、委任状が必要です。
 - ②物件の調査依頼 市は宅建業者に申し込みがあったことを連絡し、物件調査を依頼します。登録希望者は、宅建業者の指定ができます。特に指定がなかった場合は、市で決定します。
 - ③物件の物件調査 宅建業者は、登録希望者に連絡をとり、現地確認を行います。
 - ④空き家や空き地情報の提供 市は物件情報を確認し、バンクへの登録完了を登録希望者に通知するとともに、市ホームページなどで物件情報を公開します。

空き家・空き地バンクの 利用申し込みから契約までの流れ



- ①空き家・空き地バンクの利用申し込み バンクを見て、利用希望の物件があれば、市に利用申込書を提出してください。
- ②市が宅建業者に連絡 市は仲介を担当する宅建業者に連絡します。
- ③交渉 連絡調整や物件見学などの交渉は、宅建業者の仲介により進められます。
- ④契約成立 利用希望者と登録者の交渉が整えば、契約を締結し、空き家や空き地が利用できます。契約締結後、宅建業者に仲介手数料の支払いが必要となります。



市ホームページでも掲載

牧之原市 移住定住 で 検索

物件情報を提供

はないため、対象外となります。また、店舗や工場、倉庫、用地などの事業用物件や農地、山林なども対象外となります。

人口減少や高齢化、核家族化の進展によって、空き家や空き地が増加傾向にあります。市では、適切に管理された空き家や空き地を活用し、市内への移住や定住を促進するため、「移住定住促進空き家・空き地バンク」を開設しました。

適切に管理された空き家や空き地を活用することにより、適正に管理されない空き家の発生を抑制することも期待できます。

することも期待できます。
市内に、適切に管理された空き家や空き地の物件を所有している人は、ぜひバンクへの登録をお願いします。

問い合わせ 企画課 大倉 ☎(23)0040

や都市計画課（相良庁舎2階）の窓口で情報提供します。物件の売買や貸借などの仲介は、市と協定を締結した、公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会の会員である、宅建業者（しだはい支所）に依頼します。